

山元町監査委員告示第 1 号

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定により、令和6年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年1月20日

山元町監査委員 齋藤 忠裕
山元町監査委員 竹内 和彦

令和6年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定により下記のとおり報告します。

なお、本監査は山元町監査基準に準拠して実施しました。

記

1 監査実施時期及び対象課等

月 日	対 象
11月18日（月）	保健福祉課、税務課、坂元支所・坂元地域交流センター 会計課、町民生活課
11月19日（火）	企画財政課、子育て定住推進課、保育所・こどもセンター 議会事務局・監査委員事務局
11月20日（水）	山下第一小学校、坂元小学校、山下第二小学校
11月21日（木）	総務課・選挙管理委員会・消防団 中央公民館、教育総務課、山下地域交流センター、生涯学習課
11月22日（金）	山元中学校、山下小学校

2 監査の実施内容及び着眼点

職員が「行政」「財政」に関する現状分析をどのような認識で捉え職務を全うしているかについて、次に掲げることがを主眼とし関係責任者等から説明を受け、質疑及び現地確認により監査を実施した。

- (1) 前回の監査で指導及び指摘した事項は改善されたか。
- (2) 監査時点で予算の執行は、計画的かつ効率的に執行されているか。
- (3) 事務処理は能率的・効率的に行われていたか。
- (4) 各種証拠書類等の整理は適正に行われているか。
- (5) 各課等間の連携・整合性がとれているか。

また、小・中学校を対象として、理科室の薬品管理の状況を、次に掲げることがを主眼とし併せて確認した。

- (1) 薬品管理簿が整備されているか。
- (2) 管理簿・薬品は定期点検されているか。
- (3) 管理責任者（校長）の確認印の有無
- (4) 劇物・毒物・一般薬品の分別管理は適切か。

3 前回の指摘事項

なし

4 監査の結果

事務処理等についてはおおむね適正に執行されていると認められた。
なお、重大な指摘事項は特にないが、次の点について留意されたい。

(1) マンパワー不足による組織力の低下について

長期の病気休暇者、退職者等がいる部署が複数あり、その部署の組織力低下や、事業の実施に影響が出ている課も存在すると考える。

4月から実施される予定の行政組織機構の再編で、業務の平準化、効率化が図られ、健全な組織パフォーマンスが発揮され、この問題が解消されることを期待する。

(2) 小・中学校の薬品管理について

管理簿の記載漏れ、定期点検の未実施、及び薬品の分別管理が行われていない等軽微な改善点については、口頭で指導を行ったので改善を図っていただきたい。

また、近年理科の実験が減少している小学校の現状を考慮し、今後使用見込みがない薬品については、廃棄処分等の対処が必要と考えられる。